

議案第33号

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和8年6月1日提出

淡路市長 戸田 敦 大

淡路市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(淡路市監査委員条例の一部改正)

第1条 淡路市監査委員条例(平成17年淡路市条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(請求又は要求による監査) 第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の9第3項(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条の規定により準用する場合を含む。)の規定による監査の請求又は第199条第6項、第7項、第235条の2第2項若しくは地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の要求があつたときは、当該	(請求又は要求による監査) 第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条の規定により準用する場合を含む。)の規定による監査の請求又は第199条第6項、第7項、第235条の2第2項若しくは地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査の要求があつたときは、当該

監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。	監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手しなければならない。
--	--

(淡路市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 淡路市下水道事業の設置等に関する条例(平成30年淡路市条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

(淡路市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正)

第3条 淡路市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例(令和2年淡路市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第1</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の7第1</u>

<p><u>項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「市長等の損害賠償責任」という。）の一部を免れさせることについて必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第2条 市長等の損害賠償責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の5第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p><u>項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「市長等の損害賠償責任」という。）の一部を免れさせることについて必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（損害賠償責任の一部免責）</p> <p>第2条 市長等の損害賠償責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第34号

淡路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月1日提出

淡路市長 戸田 敦大

淡路市条例第 号

淡路市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

淡路市消防団員等公務災害補償条例（平成17年淡路市条例第220号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、 又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、又は応急措置の業務に従事し、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>330,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、 又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、又は応急措置の業務に従事し、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>315,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の淡路市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」

という。) 第18条の規定は、令和8年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた淡路市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

(補償の内払)

- 3 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間においてこの条例による改正前の淡路市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定に基づく葬祭補償(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。)として支払われた金額は、新条例第18条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

議案第 35 号

淡路市印鑑条例の一部を改正する条例の制定の件

淡路市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 日提出

淡路市長 戸 田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市印鑑条例の一部を改正する条例

淡路市印鑑条例（平成 17 年淡路市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。
次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付) 第 15 条 前条の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード、 <u>出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書</u> に記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務	(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付) 第 15 条 前条の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「電子署名等認証業務法」という。）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号） <u>第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ</u> に規定する移動端末設備に組み込まれた電子

<p>に関する法律(平成14年法律第153号。以下「電子署名等認証業務法」という。)</p> <p>第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号) <u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備に組み込まれた電子署名等認証業務法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を使用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。)により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>署名等認証業務法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を使用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。)により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第36号

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例制定の件

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和8年6月1日提出

淡路市長 戸田 敦大

淡路市条例第 号

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（令和8年淡路市条
例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後
の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分
を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第2条中第22号及び第23号を削り、 第21号を第22号とし、 <u>第17号</u> から第 20号までを1号ずつ繰り下げ、 <u>同条第1 6号中「80万9,000円」を「82万 6,500円」に改め、同条第17 号とし、同条第15号中「80万9,00 0円」を「82万6,500円」に改め、 同条第16号とし、同条第14号中 「80万9,000円」を「82万6,5 00円」に改め、同条第15号とし、 同条第13号中「80万9,000円」を</u>	第2条中第22号及び第23号を削り、 第21号を第22号とし、 <u>第12号</u> から第 20号までを1号ずつ繰り下げ、第11号 の次に次の1号を加える。

「82万6,500円」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から次に掲げる額を控除した額をいう。

ア 医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準じて給付を受けることができる場合における当該支給又は給付の額を含む。）

イ 医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付（以下「医療保険以外の国等の給付」という。）の額

第4条第1項第1号中「80万9,000円」を「82万6,500円」に改め、同項第2号中「重度障害者については、重度障害者」を「重度障害者及び高齢重度障害者（以下この号において「重度障害者等」という。）については、重度障害者等」に、「重度障害者の」を「重度障害者等の」に、「同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第5項及び同法附則第7条の2第4項の」を「同法附則第5条の4第5項その他の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第26条の2で定める」に改め、同項第3号ア中「あると

(12) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から次に掲げる額を控除した額をいう。

ア 医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準じて給付を受けることができる場合における当該支給又は給付の額を含む。）

イ 医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付（以下「医療保険以外の国等の給付」という。）の額

第4条第1項第2号中「重度障害者については、重度障害者」を「重度障害者及び高齢重度障害者（以下この号において「重度障害者等」という。）については、重度障害者等」に、「重度障害者の」を「重度障害者等の」に改め、同項第3号ア中「あるとき」を「あるとき。」に改め、同号イ中「児童」を「監護する児童」に改め、同条第3項を削る。

き」を「あるとき。」に改め、同号イ中「児童」を「監護する児童」に改め、同条第3項を削る。	
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第37号

淡路市体育センターの設置及び管理に関する条例及び淡路市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市体育センターの設置及び管理に関する条例及び淡路市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月1日提出

淡路市長 戸田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市体育センターの設置及び管理に関する条例及び淡路市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例

(淡路市体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 淡路市体育センターの設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第250号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表(第9条、第16条関係)	別表(第9条、第16条関係)
1 津名体育センター <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">(略)</div>	1 津名体育センター <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">(略)</div>
備考 1～5 (略)	備考 1～5 (略)
2 岩屋体育センター <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">(略)</div>	2 岩屋体育センター <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">(略)</div>
3 北淡西体育センター <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">(略)</div>	3 北淡西体育センター <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 2px;">(略)</div>
4 一宮体育センター	4 一宮体育センター

区分		単位	使用料	照明設備 使用料	冷暖房設 備使用料
			円	円	円
半 面	市民	1時 間	920	210	<u>1,000</u>
	市民 外	〃	1,840	210	<u>1,000</u>
全 面	市民	〃	1,840	410	<u>2,000</u>
	市民 外	〃	3,680	410	<u>2,000</u>
多 目 的 室	市民	〃	310	—	100
	市民 外	〃	620	—	100
研 修 室	市民	〃	410	—	100
	市民 外	〃	830	—	100
武 道 場	市民	〃	520	—	<u>300</u>
	市民 外	〃	1,040	—	<u>300</u>
5 体育センター					
(略)					

区分		単位	使用料	照明設備 使用料	冷暖房設 備使用料
			円	円	円
半 面	市民	1時 間	920	210	—
	市民 外	〃	1,840	210	—
全 面	市民	〃	1,840	410	—
	市民 外	〃	3,680	410	—
多 目 的 室	市民	〃	310	—	100
	市民 外	〃	620	—	100
研 修 室	市民	〃	410	—	100
	市民 外	〃	830	—	100
武 道 場	市民	〃	520	—	—
	市民 外	〃	1,040	—	—
5 体育センター					
(略)					

(淡路市立学校施設使用料条例の一部改正)

第2条 淡路市立学校施設使用料条例（平成20年淡路市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前	
別表（第3条関係） (1)～(4)（略） <u>(5) 体育館の冷暖房設備使用料</u>				別表（第3条関係） (1)～(4)（略） (新設)	
<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>使用料</u>			
		<u>全面</u>	<u>片面</u>		
		円	円		
<u>津名中学校</u>	<u>1時間</u>	<u>1,000</u>	<u>500</u>		
<u>岩屋中学校</u>					
<u>北淡中学校</u>					
<u>東浦中学校</u>					
<u>(6) 武道場の使用料及び冷暖房設備使用料</u>				(新設)	
<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>使用料</u>	<u>冷暖房設備使用料</u>		
		円	円		
<u>津名中学校</u>	<u>1時間</u>	<u>150</u>	<u>300</u>		
<u>北淡中学校</u>					

附 則

この条例は、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

議案第38号

淡路市津名農林業近代化施設花き温室団地の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定の件

淡路市津名農林業近代化施設花き温室団地の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和8年6月1日提出

淡路市長 戸田 敦 大

淡路市条例第 号

淡路市津名農林業近代化施設花き温室団地の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

淡路市津名農林業近代化施設花き温室団地の設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市条例第175号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

淡路市津名農林業近代化施設花き温室団地の設置及び管理に関する条例を廃止する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(条例の廃止)</p>	<p>淡路市津名農林業近代化施設花き温室団地の設置及び管理に関する条例</p> <p>平成17年4月1日 条例第175号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、農林業関係地域改善対策事業で設置する農業近代化施設及び機械器具等（以下「施設等」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 地域の花き園芸の振興及び農業経営基盤の確立を図り、もって地域住民の経済力の培養に資するため、花き温室団地を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 施設等の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 名称 淡路市津名西側花き温室団地 位置 淡路市中田3301番地12筆 淡路市大町畑931番地4筆</p> <p>(2) 名称 淡路市津名近江ヶ原・畦ヶ内花き温室団地 位置 淡路市佐野2797番地他9筆 淡路市生穂1951番地他9筆</p> <p>(3) 名称 淡路市津名西側津名園芸花き温室団地 位置 淡路市中田3008番地の1他19筆</p>

淡路市津名農林業近代化施設花き温室団地の設置及び管理に関する条例を廃止する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(条例の廃止)</p>	<p>淡路市大町畑194番地他15筆</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第4条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 淡路市に在住する者であって地域改善対策事業を必要とし、花き生産に従事を希望する者</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者</p> <p>3 市長は、第1項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設等若しくはその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、第4条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可に係る利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則の</p>

淡路市津名農林業近代化施設花き温室団地の設置及び管理に関する条例を廃止する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(条例の廃止)</p>	<p>規定に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があるとき。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 施設等の使用料は、無料とする。</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第8条 利用者が施設等を故意又は過失により損傷し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第9条 施設等の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の業務)</p> <p>第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 施設の維持管理に関する業務</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例で定めるもののほか、花き温室団地の管理について必要な事項は、市長が別に定める。</p>

